

長門市国土強靱化地域計画[概要版](令和3年2月)

I はじめに

1 背景・目的

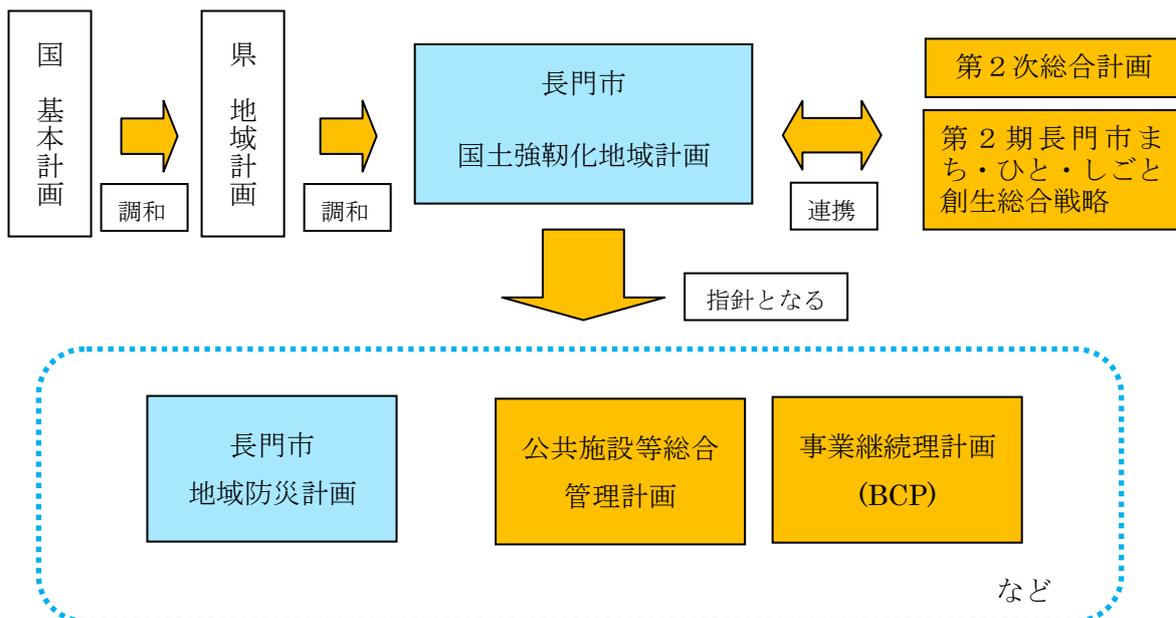
- 国は東日本大震災等の教訓を踏まえ、国土強靱化基本法を制定し「国土強靱化基本計画」を策定しました。また、山口県は「山口県国土強靱化地域計画」を策定しています。
- 国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えて、事前防災・減災と迅速な復旧復興に関する施策を実施し、強くしなやかなまちづくりを推進するものです。



本市においても、今後想定される大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「長門市国土強靱化地域計画」を策定します。

2 地域計画の位置付け

- 国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化地域計画として策定します。
- 国土強靱化基本計画と山口県国土強靱化地域計画と調和するとともに、第2次長門市総合計画と連携しながら強靱化に係る施策を推進します。



3 計画期間

本計画の推進期間は、令和3年度から令和7年度までのおおむね5年を推進期間とし、3年目に中間見直しを行います。

社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画の修正を要する場合には、適宜見直しするものとします。

II 基本的な考え方

1 国土強靱化の目標

(1) 国土強靱化の基本理念

長門市の国土強靱化は、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることを避けることができる「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、地域活性化と持続的な成長にもつながる取組とします。

(2) 基本目標

少子高齢化・地域コミュニティの衰退等、長門市が抱える切迫する次の課題の中で、(1)の基本理念の下に4つの目標による国土強靱化を実現しようとするものです。

長門市が抱える課題と国土強靱化の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 長門市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

(3) 事前に備えるべき目標

(2)の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件として、大規模自然災害の発生直後からの復旧・復興プロセスでの時間軸を考慮しながら、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定し、これらの目標は、国土強靱化基本計画と整合したものとしました。

① 人命の保護	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
② 救助・救援、医療活動等の迅速な対応	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。
③ 行政機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。
④ 情報通信機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する。
⑤ 地域経済活動の維持	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。
⑥ ライフラインの確保及び早期復旧	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
⑦ 二次災害の防止	制御不能な二次災害を発生させない。
⑧ 迅速な復旧・復興	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

Ⅲ リスクシナリオの設定

1 想定する大規模自然災害

(1) 対象とする大規模自然災害

本計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本市において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強化化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後地震発生が懸念され、本市に大きな被害を及ぼす可能性のある活断層等の大規模自然災害を想定します。

(2) 想定する大規模自然災害の特定

上記を踏まえ、本市で想定される大規模自然災害を以下のとおりに特定しました。

想定する自然災害リスク

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
① 地震	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集市街地における火災の延焼 インフラ機能停止による避難、復旧の難航 	山口県地震防災対策推進検討委員会が平成20年3月に設定した断層による最大規模の地震動 ○参考とする過去の事象 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年熊本地震 平成28年鳥取県中部地震
② 津波	<ul style="list-style-type: none"> 建物の倒壊・流出等による死傷者の発生 広範囲な浸水による都市機能の停止 流出がれき等の散乱堆積による復旧長期化 	山口県地震・津波防災対策検討委員会が平成27年3月に公表した、見島付近西部断層、見島北方沖西部断層及びF60断層の地震による最大規模の津波（詳細資料編） ○参考とする過去の事象 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年東日本大震災
③ 豪雨・暴風雨	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨による河川の氾濫、建物の倒壊や流出による死傷者の発生 低平地の排水機能停止による長期間の冠水による経済活動の停滞 	これまでの気象統計に基づいて想定し得る最大規模の豪雨 ○参考とする過去の事象と対応等 <ul style="list-style-type: none"> 平成11年9月台風18号 平成17年9月台風14号
④ 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土石流、崖崩れ等による死傷者の発生、住宅の倒壊 交通物流の寸断による孤立集落の発生 	時間80mm以上の『猛烈な雨』等を伴う短期的・局地的豪雨 ○参考とする過去の事象と対応等 <ul style="list-style-type: none"> 平成21年7月県中部大雨災害(美祢市 桜山90.5mm) 平成25年7月県北部大雨災害(萩市 須佐138.5mm)

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」について設定します。ここでは、国の基本計画で設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、長門市の地形・地質的特性及び気候的特性を踏まえ、35の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

地域と特性を踏まえた35の「起きてはならない最悪の事態」の設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	【経済活動の維持】	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

8	【迅速な復旧復興】	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定します。また、各目的の早期の実現を図るため、施策同士を効率的・効果的に組み合わせる「横断的分野」を設定します。

【個別施策分野】

1 行政機能/消防等
2 住宅・都市/環境
3 保健医療・福祉
4 産業・エネルギー
5 情報・通信
6 交通・物流
7 農林水産
8 国土保全・土地利用

【横断的分野】

9 リスクコミュニケーション
10 人材育成
11 官民連携
12 老朽化対策

IV 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

(1) 脆弱性評価の意義

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、長門市の強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセスです。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

(2) 脆弱性評価の流れ

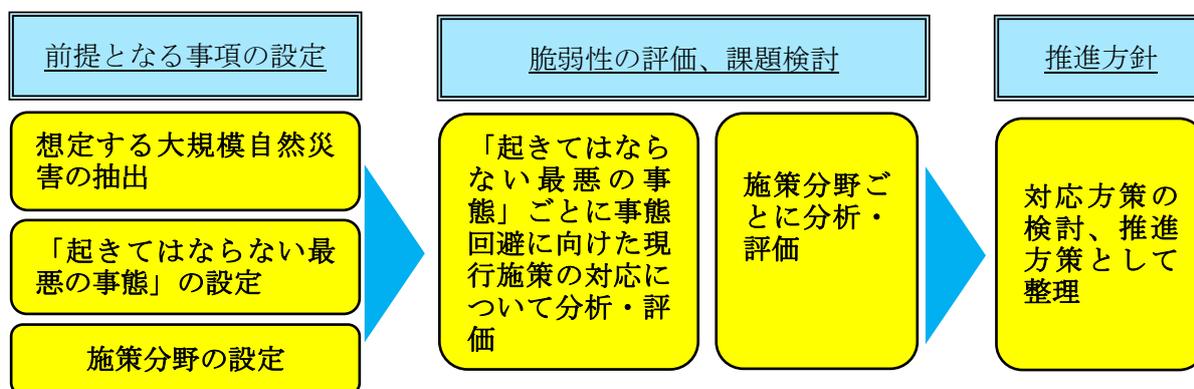
1. 最悪の事態ごとの脆弱性評価

- 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価しました。

2. 施策分野ごとの脆弱性評価

- その上で、効果的な取組を推進するため施策分野を設定し、分析・評価しました。

(脆弱性評価の流れ)



2 現行施策の評価

大施策の評価は、【長門市が抱える課題と国土強靱化の基本目標】を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件としての8つの事前に備えるべき目標と、【前提となる事項の設定】の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、長門市の脆弱性を評価するものであり、「起きてはならない最悪の事態」に対して、設定した施策分野における取組状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出するものです。

なお、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要があります。

「Ⅲ 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定」で設定した35の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に資する現行施策を抽出し、その対応について脆弱性評価を実施しました。

V 強靱化のための取組

1 国土強靱化に向けた方向性

施策プログラムは、長門市の強靱化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、以下の事項に留意して、起きてはならない最悪の事態ごとの「施策プログラム」を設定します。

- ①強靱化に向けた取組姿勢 【長期的な視点・地域の活性化】
- ②適切な施策の組み合わせ 【ハード対策・ソフト対策の適切な組み合わせ】
- ③効果的な施策の推進 【取組の重点化】
- ④地域の特性に応じた施策の推進 【コミュニティ機能の向上と、担い手の育成】

2 重要業績評価指標(KPI)の設定

長門市の強靱化に向け、35の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを策定し、それぞれに重要業績評価指標(KPI)を設定しました。

3 施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、「Ⅲ 3 施策分野の設定」で設定したとおり、8つの個別施策分野と4つの横断的分野にも属するものです。

施策分野ごとの役割を明確化するため、施策プログラムを再整理するとともに、計画の実効性を確保するため、選択と集中の観点に立ち、以下の内容により重点施策を設定することで、本計画の推進を図ることとします。

個別施策分野

(1) 行政機能/消防等分野

重点施策

- 災害拠点施設の機能強化
- 情報通信機能の強化
- 物資の備蓄・調達に係る関係機関との連携
- 広域的な連携強化
- 住民・来訪者への災害・避難情報の確実な伝達

(2) 住宅・都市/環境分野

重点施策

- 住宅・学校等の建築物の耐震化
- 上下水道の耐震化による機能継続
- 危険情報の周知共有・防災体制の構築
- 災害廃棄物対策の推進

(3) 保健医療・福祉分野

重点施策

- 医療拠点施設の機能強化
- 物資の備蓄・調達に係る関係者連携
- 災害対応人員の確保
- 地域コミュニティ構築による防災体制の強化

(4) 産業・エネルギー分野

重点施策

- 産業関連施設の耐災害化
- 経済活動の継続に係る関係者連携
- 農地が持つ国土保全機能の確保

(5) 情報・通信

重点施策

- 多様な伝達手段の確保
- 正確で迅速な災害情報の伝達
- 伝送路の耐災害化

(6) 交通・物流

重点施策

- インフラ長寿命化計画等によるインフラ機能強化
- 水害防災対策の推進
- 建設業者等との連携等

(7) 農林水産

重点施策

- 漁港施設の耐災害化
- 農地の機能保全
- 山地が持つ国土保全機能の確保

(8) 国土保全・土地利用

重点施策

- 地籍調査の推進
- 応急仮設住宅の迅速な供与

横断的分野

- (9) リスクコミュニケーション
- (10) 人材育成
- (11) 官民連携
- (12) 老朽化対策

重点施策

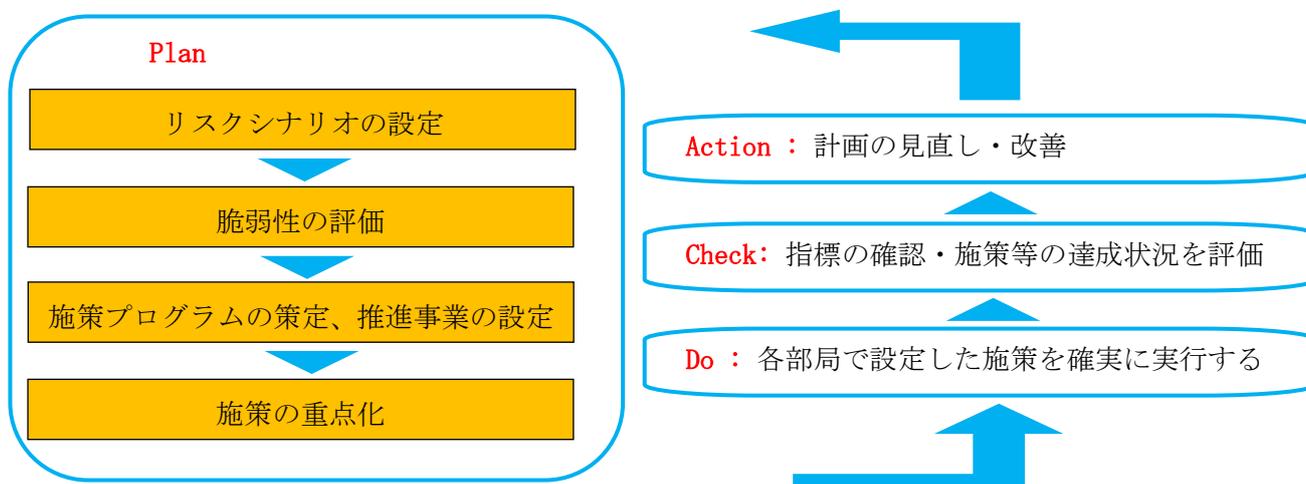
- 地域コミュニティの機能強化
- 自主防災組織の育成
- 応援協定の締結・拡充
- 公共施設等の適正な維持管理

VI 計画の推進に向けて

1 計画推進

本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に把握しながら、「長門市国土強靱化地域計画」として、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルの体制を構築するとともに、運用しながら適宜見直しを行い、計画の着実な推進を図ります。

本計画の進行管理は、第2次長門市総合計画の進行管理と連動して行います。



2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況は、重要業績指標（KPI）を確認して、施策プログラムの達成状況を評価します。また、効率的かつ確実に進捗管理を実施できる体制づくりを進めます。